

令和元年 5 月臨時会

横 芝 光 町 議 会 会 議 録

令和元年 5 月 14 日 開会

令和元年 5 月 14 日 閉会

横 芝 光 町 議 会

令和元年5月横芝光町議会臨時会会議録目次

第 1 号 (5月14日)

議事日程	1
本日の会議に付した事件	2
出席議員	2
欠席議員	2
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	2
職務のため出席した者の職氏名	2
町長挨拶	4
議員並びに説明員紹介	5
開会の宣告	7
開議の宣告	7
仮議席の指定	8
議長選挙	8
議席の指定	10
会議録署名議員の指名	10
会期決定の件	10
副議長の選挙	10
常任委員会委員の選任	12
常任委員会委員長及び副委員長の互選結果報告	13
議会運営委員会委員の選任	14
議会運営委員会委員長及び副委員長の互選結果報告	14
匝瑳市横芝光町消防組合議員の選挙	14
匝瑳市ほか二町環境衛生組合議員の選挙	17
東総衛生組合議員の選挙	18
八匠水道企業団議員の選挙	21
山武郡市環境衛生組合議員の選挙	22
山武郡市広域水道企業団議員の選挙	24
千葉県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙	25

議案第 1 号ないし議案第 3 号の上程、説明	27
議案第 1 号審議（質疑・討論・採決）	35
議案第 2 号審議（質疑・討論・採決）	36
議案第 3 号審議（質疑・討論・採決）	38
委員会の閉会中の継続調査について	39
閉会の宣告	39
署名議員	41

5 月 臨 時 会

(第 1 号)

令和元年5月横芝光町議会臨時会

議事日程（第1号）

令和元年5月14日（火曜日）午前10時開会

- 日程第 1 仮議席の指定
- 日程第 2 議長の選挙
- 日程第 3 議席の指定
- 日程第 4 会議録署名議員の指名
- 日程第 5 会期決定の件
- 日程第 6 副議長の選挙
- 日程第 7 常任委員会委員の選任
- 日程第 8 議会運営委員会委員の選任
- 日程第 9 匝瑳市横芝光町消防組合議員の選挙
- 日程第10 匝瑳市ほか二町環境衛生組合議員の選挙
- 日程第11 東総衛生組合議員の選挙
- 日程第12 八匠水道企業団議員の選挙
- 日程第13 山武郡市環境衛生組合議員の選挙
- 日程第14 山武郡市広域水道企業団議員の選挙
- 日程第15 千葉県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙
- 日程第16 議案第1号ないし議案第3号について（町長提案理由説明）
- 議案第17 議案第1号審議（質疑・討論・採決）
専決処分の承認を求めることについて（横芝光町税条例等の一部を改正する条例の制定）
- 議案第18 議案第2号審議（質疑・討論・採決）
専決処分の承認を求めることについて（横芝光町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定）
- 日程第19 議案第3号審議（質疑・討論・採決）
横芝光町監査委員の選任について

日程第20 委員会の閉会中の継続調査について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（15名）

1番	小倉弘業君	2番	森川貴恵君
3番	印東彦治君	4番	秋鹿幹夫君
5番	宮菌博香君	6番	山崎義貞君
7番	越川一雄君	9番	鈴木和彦君
10番	鈴木輝男君	11番	川島仁君
12番	川島富士子君	13番	鈴木克征君
14番	鈴木唯夫君	15番	八角健一君
16番	川島勝美君		

欠席議員（1名）

8番 庄内賢一君

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	佐藤晴彦君	副町長	山田智志君
総務課長	林雅弘君	企画空港課長	平山貴之君
財政課長	椎名富士男君	環境防災課長	萩原浩己君
税務課長	鈴木正広君	住民課長	大木敏江君
産業課長	熱田雅之君	都市建設課長	川島敏彦君
福祉課長	及川雅一君	健康こども長	椎名淳君
食肉センター長	向後和彦君	健康こども長	渡邊奨君
会計管理者	秋葉義臣君	東陽病院事務長	齋藤明君
教育課長	椎名雄一君	教育長	川嶋修君
		社会文化課長	

職務のため出席した者の職氏名

局 長 市 原 通 雄 書 記 齋 藤 美 紀

○議会事務局長（市原通雄君） おはようございます。

議会事務局の市原でございます。よろしく申し上げます。

本日、議員1名、庄内賢一議員が体調不良のため欠席されていることを、まずご報告をさせていただきます。

本議会は、一般選挙後初めての議会でございます。議長が選挙されるまでの間、地方自治法第107条の規定によりまして、出席議員の中で年長の議員が臨時に議長の職務を行うことになっております。年長の川島勝美議員をご紹介します。

川島勝美議員、議長席へお願いいたします。

○臨時議長（川島勝美君） おはようございます。

ただいまご紹介をいただきました川島勝美です。地方自治法第107条の規定により、臨時に議長の職務を行います。よろしくをお願いいたします。

◎町長挨拶

○臨時議長（川島勝美君） 本臨時会の開会に先立ち、町長からご挨拶をお願いいたします。

町長。

〔町長 佐藤晴彦君登壇〕

○町長（佐藤晴彦君） おはようございます。

それでは、一言ご挨拶をさせていただきます。

新緑のすがすがしい季節を迎え、本日ここに、新たに選出されました議員の皆様方をお迎えし、5月臨時会が開催されるに当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

初めに、このたび行われました横芝光町議会議員一般選挙におきまして、選挙戦を戦い抜かれ、町民の皆様の希望と期待を担い、見事当選の栄誉を勝ち取られました16名の議員の皆様に対しまして、心からお祝いとお喜びを申し上げます。

改めて申し上げるまでもございませんが、議会は町民を代表し、重要な意思を決定する議決機関でございます。町政が円滑に運営されるためには、議会と執行機関が独立・対等の立場で、それぞれ十分に機能を果たしながら、一体となって住民福祉の向上のために取り組むことが何よりも大切であると考えております。

さて、5月1日をもって新たな元号であります「令和」が始まりました。ご承知のとおり、新元号には「人々が美しく心を寄せ合う中で、文化が生まれ育つ」という意味が込められています。

また、昨年3月の「成田空港に関する四者協議会」において「成田空港の更なる機能強化」が合意されたとともに、成田空港周辺の地域づくりに関する「基本プラン」が策定され、本年度はいよいよ「基本プラン」を具現化する「実施プラン」の策定が進んでまいります。

「実施プラン」には、成田空港周辺の今後の発展の基礎となる重要な施策が盛り込まれることとなりますので、適切な計画策定と施策の実現がこれからの横芝光町には不可欠なものとなります。

令和元年という新しい時代の幕開けの中、議員の皆様方を初めとした町民一人一人と心を寄せ合いながら、よりよい町づくりに向けて進んでまいりますので、よろしく願い申し上げます、ご挨拶とさせていただきます。

〔町長 佐藤晴彦君降壇〕

○臨時議長（川島勝美君） どうもありがとうございました。

◎議員並びに説明員紹介

○臨時議長（川島勝美君） ここで、本日出席の議員及び執行部関係者の紹介を行います。

紹介は、自己紹介でお願いいたします。

初めに、執行部側。

副町長からお願いいたします。

○副町長（山田智志君） 副町長の山田智志でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○総務課長（林 雅弘君） 総務課長の林雅弘と申します。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○財政課長（椎名富士男君） おはようございます。財政課長の椎名富士男でございます。よろしくをお願いいたします。

○企画空港課長（平山貴之君） 企画空港課長の平山貴之です。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○産業課長（熱田雅之君） おはようございます。産業課長の熱田雅之と申します。よろしくお願い申し上げます。

○都市建設課長（川島敏彦君） おはようございます。都市建設課長の川島敏彦と申します。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○環境防災課長（萩原浩己君） おはようございます。環境防災課長の萩原浩己と申します。よろしくお願い申し上げます。

○教育長（齋藤 明君） 改めておはようございます。教育長の齋藤明でございます。よろしくお願ひします。

○教育課長（椎名雄一君） 教育課長の椎名雄一と申します。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

○社会文化課長（川嶋 修君） おはようございます。社会文化課長の川嶋修と申します。よろしくお願ひいたします。

○福祉課長（及川雅一君） おはようございます。福祉課長の及川雅一と申します。どうぞよろしくお願ひします。

○住民課長（大木敏江君） おはようございます。4月から住民課長を仰せつかりました大木敏江と申します。新任の課長でございます。よろしくお願ひいたします。

○税務課長（鈴木正広君） おはようございます。本年4月1日付で税務課長を拝命いたしました鈴木正広と申します。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

○健康こども課長（椎名 淳君） おはようございます。健康こども課長の椎名淳と申します。よろしくお願ひいたします。

○東陽病院事務長（渡邊 奨君） おはようございます。東陽病院事務長の渡邊奨と申します。どうかよろしくお願ひいたします。

○食肉センター所長（向後和彦君） おはようございます。東陽食肉センター所長の向後和彦と申します。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

○会計管理者（秋葉義臣君） おはようございます。会計管理者の秋葉義臣と申します。よろしくお願ひします。

○臨時議長（川島勝美君） 続いて、議員。

議席前列、小倉弘業議員からお願ひいたします。

○議員（小倉弘業君） おはようございます。新しくお世話になります小倉弘業です。よろしくお願ひします。

○議員（森川貴恵君） おはようございます。初めてお世話になります。緊張しております。よろしくお願ひします。

〔「名前」と言う人あり〕

○議員（森川貴恵君） 森川貴恵と申します。よろしくお願ひいたします。

○議員（印東彦治君） おはようございます。初めて議員になりました印東彦治です。これからもよろしくお願ひいたします。

- 議員（秋鹿幹夫君） おはようございます。2期目となります秋鹿幹夫でございます。まだまだ勉強して、これからもいろいろ提案させていただきます。よろしくお願いいたします。
- 議員（宮菌博香君） 改めましておはようございます。宮菌博香と申します。まちづくりのために一生懸命頑張る所存でありますので、よろしくお願いいたします。
- 議員（山崎義貞君） おはようございます。日本共産党の山崎義貞です。今後もよろしくお願いいたします。
- 議員（越川一雄君） おはようございます。越川一雄と申します。よろしくお願いいたします。
- 議員（鈴木和彦君） 改めておはようございます。北清水の鈴木和彦です。よろしくお願いいたします。
- 議員（鈴木輝男君） おはようございます。鈴木輝男と申します。よろしくお願いいたします。
- 議員（川島 仁君） 川島仁です。よろしくお願いいたします。
- 議員（川島富士子君） おはようございます。川島富士子でございます。また4年間お世話になりますが、一生懸命頑張りますのでよろしくお願いいたします。
- 議員（鈴木克征君） おはようございます。議席番号13番、鈴木克征であります。よろしくお願いいたします。
- 議員（鈴木唯夫君） 鈴木唯夫です。今後ともよろしくご指導のほどお願いします。
- 議員（八角健一君） おはようございます。寺方の八角健一と申します。よろしくお願いいたします。
- 臨時議長（川島勝美君） 議員年長者でございます。川島勝美です。どうぞよろしくお願いいたします。
- それでは、どうもありがとうございました。

◎開会の宣告

- 臨時議長（川島勝美君） これより令和元年5月横芝光町議会臨時会を開会いたします。
- （午前10時11分）

◎開議の宣告

- 臨時議長（川島勝美君） 直ちに本日の会議を開きます。
- これより日程に入ります。

◎仮議席の指定

- 臨時議長（川島勝美君） 日程第1、仮議席の指定を行います。
仮議席は、ただいま着席の議席といたします。

◎議長の選挙

- 臨時議長（川島勝美君） 日程第2、議長の選挙を行います。
選挙は投票で行います。
議場を閉鎖します。

〔議場閉鎖〕

- 臨時議長（川島勝美君） ただいまの出席議員は15名です。
次に、立会人を指名します。
会議規則第32条第2項の規定により、立会人に1番、小倉弘業議員、2番、森川貴恵議員を指名します。
これより投票用紙を配付します。
念のため申し上げます。投票は単記無記名です。

〔投票用紙配付〕

- 臨時議長（川島勝美君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

- 臨時議長（川島勝美君） 配付漏れなしと認めます。
次に、投票箱の点検を行います。

〔投票箱点検〕

- 臨時議長（川島勝美君） 異状ないものと認めます。
ただいまから投票を行います。
1番議員から順番に投票願います。

〔投票〕

- 臨時議長（川島勝美君） 投票漏れはありませんか。
〔「ありません」と言う人あり〕

- 臨時議長（川島勝美君） 投票漏れなしと認めます。
投票を終了いたします。

開票を行います。

立会人の方は開票の立ち会いをお願いします。

〔開 票〕

○臨時議長（川島勝美君） 選挙の結果を報告します。

投票総数 15 票

有効投票 15 票

有効投票のうち 鈴木克征議員 15 票

以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は4票です。

よって、鈴木克征議員が横芝光町議会議長に当選されました。

ただいま議長に当選されました鈴木克征議員が議場におられます。会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

立会人の方はご苦労さまでした。自席へお戻り願います。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○臨時議長（川島勝美君） 鈴木克征議員、議長就任のご挨拶をお願いいたします。ご登壇願います。

〔議長 鈴木克征君登壇〕

○議長（鈴木克征君） 一言挨拶を申し上げさせていただきます。

ただいまは議長に選出をいただきまして、まことにありがとうございます。

5月より、平和と希望の持てる年号、令和が誕生いたしました。町議会も平成最後の地方統一選挙が4月21日に執行され、5月より新しい議員構成となりスタートいたしました。当町、横芝光町、成田空港の更なる機能強化の問題や、大きく変わろうとしている農業政策、福祉の問題、教育の問題、問題がたくさん山積しておりますが、町民が安全で安心して幸せに暮らせるまちづくりに、また、横芝光町が発展するよう、公平・公正な立場で務めてまいりますようお願い申し上げますので、議員の皆様方には、これからもより一層のご指導、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。簡単ですが、就任の挨拶にさせていただきます。（拍手）

〔議長 鈴木克征君降壇〕

○臨時議長（川島勝美君） ここで議長と交代いたします。

議長、議長席にお着き願います。

これで臨時議長の職務は全て終了しました。皆様のご協力まことにありがとうございました。（拍手）

◎議席の指定

○議長（鈴木克征君） 日程第3、議席の指定を行います。

議席は、ただいま着席の仮議席を本議席に指定いたします。

◎会議録署名議員の指名

○議長（鈴木克征君） 日程第4、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第126条の規定により、

1 番 小 倉 弘 業 議員

1 6 番 川 島 勝 美 議員

を指名します。

◎会期決定の件

○議長（鈴木克征君） 日程第5、会期決定の件を議題とします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日1日としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木克征君） 異議なしと認めます。

よって、本臨時会の会期は本日1日に決定しました。

◎副議長の選挙

○議長（鈴木克征君） 日程第6、副議長の選挙を行います。

選挙は投票で行います。

議場を閉鎖します。

〔議場閉鎖〕

○議長（鈴木克征君） ただいまの出席議員は15名です。

次に、立会人を指名します。

会議規則第32条第2項の規定により、立会人に3番、印東彦治議員、4番、秋鹿幹夫議員

を指名します。

これより投票用紙を配付します。

念のため申し上げます。投票は単記無記名です。

〔投票用紙配付〕

○議長（鈴木克征君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木克征君） 配付漏れなしと認めます。

次に、投票箱の点検を行います。

〔投票箱点検〕

○議長（鈴木克征君） 異状ないものと認めます。

ただいまから投票を行います。

1番議員から順番に投票願います。

〔投 票〕

○議長（鈴木克征君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木克征君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

開票を行います。

立会人の方は開票の立ち会いをお願いします。

〔開 票〕

○議長（鈴木克征君） 選挙の結果を報告します。

投票総数 15票

有効投票 15票

無効投票 0票

です。

有効投票のうち 鈴木和彦議員 14票

山崎義貞議員 1票

以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は4票です。

よって、鈴木和彦議員が横芝光町議会副議長に当選されました。

ただいま副議長に当選されました鈴木和彦議員が議場におられます。会議規則第33条第2項の規定により、当選を告知いたします。

立会人の方はご苦勞さまでした。自席へお戻り願います。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○議長（鈴木克征君） 鈴木和彦議員、副議長就任のご挨拶をお願いいたします。ご登壇願います。

〔副議長 鈴木和彦君登壇〕

○副議長（鈴木和彦君） 改めましておはようございます。

ただいまご紹介をいただきました鈴木和彦でございます。これから、議会運営にかかわってまいりたいと思います。皆様のご指導、ご協力をお願い申し上げまして、甚だ簡単ではございますが、ご挨拶にかえさせていただきます。よろしく願います。（拍手）

〔副議長 鈴木和彦君降壇〕

○議長（鈴木克征君） 日程第7から日程第15までは議会の構成にかかわる決定事項であります。町長、副町長、教育長には引き続きご出席をいただきますが、他の説明員については、ここで退席願います。

なお、日程第16以降、再度出席願います。

ここで暫時休憩いたします。

（午前10時42分）

○議長（鈴木克征君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前11時07分）

◎常任委員会委員の選任

○議長（鈴木克征君） 川島仁議員より、体調不良のため早退する旨の届け出がありましたので、ご報告申し上げます。

日程第7、常任委員会委員の選任を行います。

常任委員会委員の選任については、委員会条例第7条第4項の規定により、各常任委員会委員16名を指名したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木克征君） 異議なしと認めます。

総務経済常任委員会、小倉弘業議員、同じく総務経済常任委員会、宮菌博香議員、同じく総務経済常任委員会、山崎義貞議員、同じく総務経済常任委員会、庄内賢一議員、同じく総務経済常任委員会、鈴木和彦議員、同じく総務経済常任委員会、川島富士子議員、同じく総務経済常任委員会、鈴木克征議員、同じく総務経済常任委員会、八角健一議員。

続きまして、民生文教常任委員会、森川貴恵議員、同じく民生文教常任委員会、印東彦治議員、同じく民生文教常任委員会、秋鹿幹夫議員、同じく民生文教常任委員会、越川一雄議員、同じく民生文教常任委員会、鈴木輝男議員、同じく民生文教常任委員会、川島仁議員、同じく民生文教常任委員会、鈴木唯夫議員、同じく民生文教常任委員会、川島勝美議員。

ただいま指名した議員をそれぞれの常任委員会委員に選任することに決定しました。

この後、各常任委員会において、委員長、副委員長を選出していただき、その結果を議長まで報告願います。

ここで休憩いたします。再開は午前11時25分とします。

（午前 1 1 時 1 1 分）

○議長（鈴木克征君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前 1 1 時 2 4 分）

◎常任委員会委員長及び副委員長の互選結果報告

○議長（鈴木克征君） 休憩中に各常任委員会が開かれ、正副委員長が決定したので、事務局長より報告させます。

○議会事務局長（市原通雄君） それでは、ご報告いたします。

初めに、総務経済常任委員会委員長に川島富士子委員、同じく副委員長に宮菌博香委員、次に、民生文教常任委員会委員長に川島仁委員、同じく副委員長に川島勝美委員、以上のとおりでございます。

○議長（鈴木克征君） ここで休憩します。再開は午前11時40分といたします。

（午前 1 1 時 2 5 分）

○議長（鈴木克征君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前 1 1 時 3 9 分）

◎議会運営委員会委員の選任

○議長（鈴木克征君） 日程第8、議会運営委員会委員の選任を行います。

議会運営委員会委員の選任については、委員会条例第7条第4項の規定により、配付した指名表のとおり、議会運営委員会委員7名を指名したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木克征君） 異議なしと認めます。

ただいま指名した議員を議会運営委員会委員に選任することに決定しました。

この後、議会運営委員会において、委員長、副委員長を選出していただき、その結果を議長まで報告願います。

また、閉会中の継続調査の申し出について協議をお願いします。

ここで休憩します。再開は午後1時といたします。

（午前11時40分）

○議長（鈴木克征君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 1時00分）

◎議会運営委員会委員長及び副委員長の互選結果報告

○議長（鈴木克征君） 休憩中に議会運営委員会が開かれ、正副委員長が決定したので、事務局長に報告させます。

○議会事務局長（市原通雄君） それでは、ご報告いたします。

議会運営委員長に八角健一委員、同じく副委員長に川島勝美委員、以上のとおりです。

◎匝瑳市横芝光町消防組合議員の選挙

○議長（鈴木克征君） 日程第9、匝瑳市横芝光町消防組合議員の選挙を行います。

選出すべき議員数は、匝瑳市横芝光町消防組規約第5条第2項第1号の規定により3名です。

選挙は投票で行います。

議場を閉鎖します。

〔議場閉鎖〕

○議長（鈴木克征君） ただいまの出席議員は14名です。

次に、立会人を指名します。

立会人に5番、宮菌博香議員、6番、山崎義貞議員を指名します。

これより投票用紙を配付します。

念のため申し上げます。投票は単記無記名です。

〔投票用紙配付〕

○議長（鈴木克征君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木克征君） 配付漏れなしと認めます。

次に、投票箱の点検を行います。

〔投票箱点検〕

○議長（鈴木克征君） 異状ないものと認めます。

ただいまから投票を行います。

1番議員から順番に投票願います。

〔投票〕

○議長（鈴木克征君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木克征君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了します。

開票を行います。

立会人の方は開票の立ち会いをお願いいたします。

〔開票〕

○議長（鈴木克征君） 選挙の結果を報告します。

投票総数 14票

有効投票 14票

無効投票 0票

です。

有効投票のうち 川島 仁議員 7票

庄内賢一議員 5票

山崎義貞議員 1 票

秋鹿幹夫議員 1 票

以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は2票であります。したがって、川島仁議員、庄内賢一議員は当選されました。残り1名の再選挙を行います。

立会人に7番、越川一雄議員、9番、鈴木和彦議員を指名します。

議場を閉鎖します。

〔議場閉鎖〕

○議長（鈴木克征君） これより投票用紙を配付します。

念のため申し上げます。投票は単記無記名です。

〔投票用紙配付〕

○議長（鈴木克征君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木克征君） 配付漏れなしと認めます。

次に、投票箱の点検を行います。

〔投票箱点検〕

○議長（鈴木克征君） 異常ないものと認めます。

ただいまから投票を行います。

1番議員から順番に投票願います。

〔投票〕

○議長（鈴木克征君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木克征君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了します。

開票を行います。

立会人の方は開票の立ち会いをお願いいたします。

〔開票〕

○議長（鈴木克征君） ただいまの選挙の結果を報告いたします。

投票総数 14 票

有効投票 13 票

無効投票 1 票

です。

有効投票のうち	秋鹿幹夫議員	10 票
	山崎義貞議員	2 票
	森川貴恵議員	1 票

以上のとおりです。

よって、秋鹿幹夫議員を当選とします。

改めて申し上げます。川島仁議員、庄内賢一議員、秋鹿幹夫議員の3名が匝瑳市横芝光町消防組合議員に当選されました。

ただいま匝瑳市横芝光町消防組合議員に当選されました川島仁議員、庄内賢一議員、秋鹿幹夫議員が議場におられますので、当選の告知をいたします。

立会人の方はご苦勞さまでした。自席へお戻り願います。

◎匝瑳市ほか二町環境衛生組合議員の選挙

○議長（鈴木克征君） 日程第10、匝瑳市ほか二町環境衛生組合議員の選挙を行います。

選出すべき議員数は、匝瑳市ほか二町環境衛生組合規約第6条第2項の規定により1名です。

選挙は投票で行います。

ただいまの出席議員は14名です。

次に、立会人を指名します。

立会人に10番、鈴木輝男議員、12番、川島富士子議員を指名します。

これより投票用紙を配付します。

念のため申し上げます。投票は単記無記名です。

〔投票用紙配付〕

○議長（鈴木克征君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木克征君） 配付漏れなしと認めます。

次に、投票箱の点検を行います。

〔投票箱点検〕

○議長（鈴木克征君） 異状ないものと認めます。

ただいまから投票を行います。

1 番議員から順番に投票願います。

[投 票]

○議長（鈴木克征君） 投票漏れはありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（鈴木克征君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了します。

開票を行います。

立会人の方は開票の立ち会いをお願いします。

[開 票]

○議長（鈴木克征君） 選挙の結果を報告します。

投票総数 1 4 票

有効投票 1 4 票

無効投票 0 票

です。

有効投票のうち 川島勝美議員 8 票

越川一雄議員 4 票

鈴木輝男議員 1 票

山崎義貞議員 1 票

以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は 4 票であります。

よって、川島勝美議員が匝瑳市ほか二町環境衛生組合議員に当選されました。

ただいま匝瑳市ほか二町環境衛生組合議員に当選されました川島勝美議員が議場におられますので、当選の告知をいたします。

立会人の方はご苦労さまでした。自席へお戻り願います。

◎東総衛生組合議員の選挙

○議長（鈴木克征君） 日程第11、東総衛生組合議員の選挙を行います。

初めに、東総衛生組規約第 5 条第 3 項の規定による議員 1 名の選挙を行います。

選挙は投票で行います。

ただいまの出席議員数は14名です。

次に、立会人を指名します。

14番、鈴木唯夫議員、15番、八角健一議員を指名します。

これより投票用紙を配付します。

念のため申し上げます。投票は単記無記名です。

〔投票用紙配付〕

○議長（鈴木克征君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木克征君） 配付漏れなしと認めます。

次に、投票箱の点検を行います。

〔投票箱点検〕

○議長（鈴木克征君） 異状ないものと認めます。

ただいまから投票を行います。

1番議員から順番に投票願います。

〔投 票〕

○議長（鈴木克征君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木克征君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了します。

開票を行います。

立会人の方は開票の立ち会いをお願いいたします。

〔開 票〕

○議長（鈴木克征君） 選挙の結果を報告します。

投票総数 14票

有効投票 14票

無効投票 0票

有効投票のうち 鈴木唯夫議員 8票

鈴木輝男議員 5票

山崎義貞議員 1票

以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は4票であります。

よって、鈴木唯夫議員が東総衛生組合規約第5条第3項の規定による東総衛生組合議員に当選いたしました。

ただいま東総衛生組合議員に当選されました鈴木唯夫議員が議場におられますので、当選の告知をいたします。

立会人の方はご苦労さまでした。自席へお戻り願います。

次に、東総衛生組合規約第5条第4項の規定による議員1名の選挙を行います。

選挙は投票で行います。

ただいまの出席議員数は14名です。

次に、立会人を指名します。

立会人に16番、川島勝美議員、1番、小倉弘業議員を指名します。

これより投票用紙を配付します。

念のため申し上げます。投票は単記無記名です。

〔投票用紙配付〕

○議長（鈴木克征君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木克征君） 配付漏れなしと認めます。

次に、投票箱の点検を行います。

〔投票箱点検〕

○議長（鈴木克征君） 異状ないものと認めます。

ただいまから投票を行います。

1番議員から順番に投票願います。

〔投票〕

○議長（鈴木克征君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木克征君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了します。

開票を行います。

立会人の方は開票の立ち会いをお願いします。

〔開票〕

○議長（鈴木克征君） 選挙の結果を報告します。

投票総数	14票
有効投票	14票
無効投票	0票

です。

有効投票のうち	鈴木輝男議員	10票
	越川一雄議員	3票
	山崎義貞議員	1票

以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は4票であります。

よって、鈴木輝男議員が東総衛生組合同規約第5条第4項の規定による東総衛生組合同議員に当選いたしました。

ただいま東総衛生組合同議員に当選されました鈴木輝男議員が議場におられますので、当選の告知をいたします。

立会人の方はご苦労さまでした。自席へお戻り願います。

◎八匠水道企業団議員の選挙

○議長（鈴木克征君） 日程第12、八匠水道企業団議員の選挙を行います。

選挙は投票で行います。

選出すべき議員数は、八匠水道企業団規約第6条及び第7条の規定により1名です。

ただいまの出席議員は14名です。

次に、立会人を指名します。

立会人に2番、森川貴恵議員、3番、印東彦治議員を指名します。

これより投票用紙を配付します。

念のため申し上げます。投票は単記無記名です。

〔投票用紙配付〕

○議長（鈴木克征君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木克征君） 配付漏れなしと認めます。

次に、投票箱の点検を行います。

〔投票箱点検〕

○議長（鈴木克征君） 異状ないものと認めます。

ただいまから投票を行います。

1 番議員から順番に投票願います。

〔投 票〕

○議長（鈴木克征君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木克征君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了します。

開票を行います。

立会人の方は開票の立ち会いをお願いします。

〔開 票〕

○議長（鈴木克征君） 選挙の結果を報告します。

投票総数 1 4 票

有効投票 1 4 票

無効投票 0 票

です。

有効投票のうち 越川一雄議員 1 0 票

鈴木唯夫議員 3 票

山崎義貞議員 1 票

以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は 4 票であります。

よって、越川一雄議員が八匠水道企業団議員に当選いたしました。

ただいま八匠水道企業団議員に当選されました越川一雄議員が議場におられますので、当選の告知をいたします。

立会人の方はご苦労さまでした。自席へお戻り願います。

◎山武郡市環境衛生組合議員の選挙

○議長（鈴木克征君） 日程第13、山武郡市環境衛生組合議員の選挙を行います。

選出すべき議員数は、山武郡市環境衛生組規約第 6 条の規定により 2 名です。

選挙は投票で行います。

ただいまの出席議員は14名です。

次に、立会人を指名します。

立会人に4番、秋鹿幹夫議員、5番、宮園博香議員を指名します。

これより投票用紙を配付します。

念のため申し上げます。投票は単記無記名です。

〔投票用紙配付〕

○議長（鈴木克征君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木克征君） 配付漏れなしと認めます。

次に、投票箱の点検を行います。

〔投票箱点検〕

○議長（鈴木克征君） 異状ないものと認めます。

ただいまから投票を行います。

1番議員から順番に投票願います。

〔投票〕

○議長（鈴木克征君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木克征君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了します。

開票を行います。

立会人の方は開票の立ち会いをお願いします。

〔開票〕

○議長（鈴木克征君） 選挙の結果を報告します。

投票総数 14票

有効投票 14票

無効投票 0票

です。

有効投票のうち 鈴木和彦議員 8票

八角健一議員 5票

山崎義貞議員 1票

以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は2票であります。法定得票数以上で得票数の多い順に2名をもって当選といたします。

よって、鈴木和彦議員、八角健一議員の2名が山武郡市環境衛生組合議員に当選いたしました。

ただいま山武郡市環境衛生組合議員に当選されました鈴木和彦議員、八角健一議員が議場におられますので、当選の告知をいたします。

立会人の方はご苦労さまでした。自席へお戻り願います。

◎山武郡市広域水道企業団議員の選挙

○議長（鈴木克征君） 日程第14、山武郡市広域水道企業団議員の選挙を行います。

選出すべき議員数は、山武郡市広域水道企業団規約第6条第2項の規定により1名です。

選挙は投票で行います。

ただいまの出席議員は14名です。

次に、立会人を指名します。

立会人に6番、山崎義貞議員、7番、越川一雄議員を指名します。

これより投票用紙を配付します。

念のため申し上げます。投票は単記無記名です。

〔投票用紙配付〕

○議長（鈴木克征君） 投票用紙の配付漏れはありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木克征君） 配付漏れなしと認めます。

次に、投票箱の点検を行います。

〔投票箱点検〕

○議長（鈴木克征君） 異状ないものと認めます。

ただいまから投票を行います。

1番議員から順番に投票願います。

〔投票〕

○議長（鈴木克征君） 投票漏れはありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木克征君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了します。

開票を行います。

立会人の方は開票の立ち会いをお願いします。

〔開 票〕

○議長（鈴木克征君） 選挙の結果を報告します。

投票総数 14票

有効投票 14票

無効投票 0票

です。

有効投票のうち 宮菌博香議員 10票

庄内賢一議員 2票

川島 仁議員 1票

山崎義貞議員 1票

以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は4票であります。

よって、宮菌博香議員が山武郡市広域水道企業団議員に当選いたしました。

ただいま山武郡市広域水道企業団議員に当選されました宮菌博香議員が議場におられますので、当選の告知をいたします。

立会人の方はご苦労さまでした。自席へお戻り願います。

◎千葉県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙

○議長（鈴木克征君） 日程第15、千葉県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙を行います。

選出すべき議員数は、千葉県後期高齢者医療広域連合規約第8条第1項の規定により1名です。

選挙は投票で行います。

ただいまの出席議員は14名です。

次に、立会人を指名します。

立会人に9番、鈴木和彦議員、10番、鈴木輝男議員を指名します。

これより投票用紙を配付します。

念のため申し上げます。投票は単記無記名です。

〔投票用紙配付〕

○議長（鈴木克征君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木克征君） 配付漏れなしと認めます。

次に、投票箱の点検を行います。

〔投票箱点検〕

○議長（鈴木克征君） 異常ないものと認めます。

ただいまから投票を行います。

1 番議員から順番に投票願います。

〔投 票〕

○議長（鈴木克征君） 投票漏れはありませんか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○議長（鈴木克征君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了します。

開票を行います。

立会人の方は開票の立ち会いをお願いします。

〔開 票〕

○議長（鈴木克征君） 選挙の結果を報告します。

投票総数 1 4 票

有効投票 1 4 票

無効投票 0 票

です。

有効投票のうち 川島富士子議員 1 2 票

山崎 義貞議員 2 票

以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は4票であります。

よって、川島富士子議員が千葉県後期高齢者医療広域連合議会議員に当選いたしました。

ただいま千葉県後期高齢者医療広域連合議会議員に当選されました川島富士子議員が議場

におられますので、当選の告知をいたします。

立会人の方はご苦労さまでした。自席へお戻り願います。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場閉鎖〕

○議長（鈴木克征君） ここで休憩します。再開は午後2時35分とします。

（午後 2時24分）

○議長（鈴木克征君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 2時34分）

◎議案第1号ないし議案第3号の上程、説明

○議長（鈴木克征君） 日程第16、議案第1号ないし議案第3号を一括上程いたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 佐藤晴彦君登壇〕

○町長（佐藤晴彦君） ただいま議長より、今臨時議会に提出される各案件について提案理由の説明を求められましたが、先ほど行われました各日程の中で、正副議長を初め各委員の選任が決定されました。

新議長には鈴木克征議員が、そして副議長には鈴木和彦議員が選出され、心よりお喜び申し上げます。また、川島勝美議員には、新議長が決定するまでの間、臨時議長として議事の進行に努められましたことに対し、深く敬意と感謝を申し上げます。

また、各常任委員会委員並びに一部事務組合関係の議員もそれぞれ選任されたわけでございます。

今後の議員各位のご活躍をご期待申し上げます。

それでは、これより提案理由の説明をさせていただきます。

お手元の「令和元年5月横芝光町議会臨時会提案理由説明書」（白色の表紙のもの）をごらんください。

議案第1号 専決処分の承認を求めることについて（横芝光町税条例等の一部を改正する条例の制定）であります。本案は、地方税法等の一部を改正する法律が本年3月29日に公布され、4月1日から施行されることに伴い、個人住民税の寄附金控除における指定制度の

導入、軽自動車税特例措置の見直しのほか、法律改正に伴う所要の規定の整理を行うことについて、横芝光町税条例等の一部改正を緊急に行う必要があったため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したので、同条第3項の規定により、これを議会に報告し、承認を求めべく提案したものであります。

議案第2号 専決処分の承認を求めることについて（横芝光町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定）であります。本案は、地方税法施行令等の一部を改正する政令が本年3月29日に公布され、4月1日から施行されることに伴い、国民健康保険税の課税限度額の引き上げ及び減額措置に係る軽減判定所得の算定方法の変更について、横芝光町国民健康保険税条例の一部改正を緊急に行う必要があったため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したので、同条第3項の規定により、これを議会に報告し、承認を求めべく提案したものであります。

議案第3号 横芝光町監査委員の選任についてであります。本案は、横芝光町監査委員として鈴木唯夫氏を選任したいので、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意を求めべく提案したものであります。

以上、このたび提出いたしました案件について、その概要をご説明申し上げましたが、詳細につきましては担当課長から説明を加えさせますので、よろしくご審議いただき、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

〔町長 佐藤晴彦君降壇〕

○議長（鈴木克征君） 次に、担当課長の説明を求めます。

議案第1号及び議案第2号について、税務課長。

〔税務課長 鈴木正広君登壇〕

○税務課長（鈴木正広君） それでは、議案第1号及び議案第2号の補足説明をさせていただきます。

ピンクの表紙の議案つづり1ページをごらんください。

初めに、議案第1号の補足説明をさせていただきます。

本案は、町長から提案理由説明のありましたとおり、法律の一部改正に伴い、条例の一部改正を緊急に行う必要があったため、横芝光町税条例等の一部を改正する条例の制定を専決処分したことから、地方税法の規定により、これを議会に報告し、承認を求めものであります。

1枚めくっていただき、3ページをごらんください。

3ページは専決処分書で、平成31年3月31日付で専決処分したものです。

次に、2枚めくっていただき、7ページからが改正文となります。

今回の改正条例は大きく5つに分かれ、第1条から第5条までの5条立てで構成されております。この7ページから4枚めくっていただき、14ページの7行目までが第1条関係で、次の8行目から3枚めくっていただき、20ページ中段までが第2条関係で、20ページ中段から21ページの上から3行目までが第3条関係です。これは施行期日の順で分けられております。

次の4行目から22ページ8行目までの第4条関係は、平成28年に制定されました横芝光町税条例等の未施行の規定の一部改正を規定しており、次の9行目から1枚めくり、24ページ8行目の附則の前までが第5条関係となりまして、平成30年に制定されました横芝光町税条例等の一部を改正する条例の未施行の規定の一部改正を規定するという構成でございます。

なお、このたびの専決処分は平成31年3月31日付で行っており、元号を改める政令の公布前でありましたことから、平成で表記させていただいております。

それでは、改正内容につきまして、新旧対照表でご説明させていただきますので、黄色の表紙、議案関係資料つづりをごらん願います。1ページをお開きください。

第1条関係の新旧対照表となります。

左が現行、右が改正案で、アンダーラインの部分が改正部分となります。なお、今回の税条例の改正は、平成31年度税制改正による法律の改正に合わせ、全て法律の改正どおり条例を改めるものでありますが、これに伴い、文言及び条番号等のずれの整理のみを行う部分につきましては説明を割愛させていただきますので、あらかじめご了承をお願いいたします。

また、施行日につきましては、原則平成31年4月1日ですが、これと異なる施行日につきましては、都度申し上げさせていただきます。

1ページの34条の7は寄附金税額控除に関する規定であります。4行目から説明させていただきます。

4行目から5行目のアンダーラインは、ふるさと納税制度の特例控除の措置対象を特例控除対象寄附金とするものです。これは、ふるさと納税制度の健全な発展に向けて、一定のルールの中で地方団体が創意工夫することにより、全国各地の地域活性化につなげるため、総務大臣が制度を利用できる自治体を指定する見直しが講じられたことによるものです。この施行日は、平成31年6月1日となります。

次に、このページ一番下の附則第7条の3の2は、個人の町民税の住宅借入金等特別税額控除に関する規定で、第1項は控除期間を平成43年度から平成45年度まで、2年間延長する

ものでございます。

2 ページに移りまして、左の現行の第 2 項は、住宅借入金等特別税額控除の適用は、納税通知書の送達がされるときまでに、第 1 号の町民税申告書等を提出するか、または第 2 号の給与支払報告書に住宅借入金等特別控除に関する事項の記載がある場合としておりましたが、これら 2 つの申告要件を不要としております。

3 ページに入りまして、附則第 7 条の 4 の寄附金税額控除における特例控除額の特例の改正につきましては、この施行日は平成 31 年 6 月 1 日となります。

附則第 9 条は、第 34 条の 7 の規定を改正したことに伴う改正で、寄附金税額控除の特例控除の対象を、特例控除対象寄附金とする等の規定の整備を行うもので、この施行日は平成 31 年 6 月 1 日です。

4 ページに入りまして、中ほどより下の附則第 9 条の 2 は、個人の町民税の寄附金税額控除に係る申告の特例に関する規定ですが、申告特例控除額の適用は、特例控除対象寄附金を支出し、申告特例通知書が届いたときとしております。この施行日も平成 31 年 6 月 1 日です。

次の 5 ページと 6 ページは条項の整理となりますので、7 ページをお願いいたします。

附則第 10 条の 3 は、新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告の規定であります。第 6 項で、高規格堤防の整備に伴う建てかえ家屋に係る税額の減額措置の適用を受けようとする者がすべき申告に関する規定を新たに加えております。

1 枚めくっていただき、9 ページをお願いいたします。

中段よりやや下の附則第 10 条の 4 は、平成 28 年熊本地震に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告の規定ですが、法規定の新設に合わせて新たに加えております。

1 枚めくっていただき、下の 11 ページ中ほどの附則第 16 条は、軽自動車の税率の特例に関する規定です。

第 1 項では、平成 18 年 3 月 31 日までに初めて車両番号の指定を受けた 3 輪以上の軽自動車に対する税額で、税率を重くする、いわゆる重課については、平成 31 年に 1 年度分に限ったものとしています。なお、後ほどご説明いたします本改正条例の第 2 条で、平成 32 年度以降は現行の軽自動車税を軽自動車税種別割と変更した上で、改めて重課を規定しております。

12 ページにかけました左の現行の第 2 項、第 3 項及び第 4 項は、いわゆるグリーン化特例の規定で、平成 29 年度分の税金が軽くなる軽課の規定を削除しております。

なお、この附則第16条と、次の附則第16条の2は、本改正条例の第1条、第2条、第3条で3段階の改正をしております。

13ページから15ページまでは法番号等の整理ですので、2枚めくっていただき16ページをお願いいたします。16ページからは第2条関係の新旧対照表となります。

第36条の2は、町民税の申告に関する規定であります。第6項で年末調整をした納税義務者が提出する申告書の記載事項のうち、その年末調整を受けた所得控除の額と申告書の額が同額の場合、所得控除に関する事項は年末調整で受けた所得控除の額の合計額の記載によることができるとする申告書の記載事項の簡素化の規定を加えております。施行期日は平成32年1月1日となります。

36条の3の2第1項は、次の17ページの第3号で、単身児童扶養者に該当する場合は、給与所得者の扶養親族申告書にその旨を記載することとしています。この単身児童扶養者は、事実婚状態ではないことを確認した上で支給される児童扶養手当を受けており、前年の所得が135万円以下であるひとり親をいいます。施行期日は平成32年1月1日です。

また、次の第36条の3の3第1項では、個人の町民税に係る公的年金等受給者の扶養親族に単身児童扶養者を含め、第3号で、単身児童扶養者に該当する場合は、公的年金等受給者の扶養親族申告書にその旨を記載することとしております。施行期日は平成32年1月1日となります。

18ページに移りまして、第36条の4は、第36条の2の改正に伴う規定の整備となり、平成32年1月1日からの施行となります。

18ページから19ページにかけました附則第15条の2は、軽自動車税の環境性能割の非課税に関する規定で、電気軽自動車及び天然ガス軽自動車を、消費税引き上げの平成31年10月1日から平成32年9月30日までの特例期間に取得したときに限り、軽自動車税の環境性能割を非課税とする臨時的軽減の規定を新設しています。施行期日は平成31年10月1日です。

19ページ4行目からの附則第15条の2の2は、軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例に関する規定に3つの項を加えました。この環境性能割の賦課徴収は、当分の間は軽自動車税の環境性能割を課する3輪以上の軽自動車の主たる定置場所在の道府県が自動車税の賦課徴収の例により行うとされております。

第2項は、県知事は電気軽自動車や天然ガス軽自動車などに該当するかどうかの判断は国土交通大臣の認定等に基づいて行うことを、第3項では、県知事は環境性能割の納付額の不足を納期限の後に知った場合で、その原因が国土交通大臣へ認定申請した者の偽りその他不

正の手段によるときは、当該申請をした者またはその一般承継人を軽自動車の取得者とみなして、環境性能割に関する規定を適用するとしています。

20ページに移りまして、第4項では、第3項で取得者とみなされた者が納付すべき軽自動車の環境性能割は、不足額と不足額の100分の10の合算額とすることとしています。この施行日は平成31年10月1日です。

附則第15条の6は、軽自動車の環境性能割の税率の特例に関する規定で、平成31年10月1日の消費税の引き上げの際の需要平準化対策のために、第3項で当該軽自動車の取得が平成31年10月1日から平成32年9月30日までの特例期間に行われたときに限り、100分の2となる税率を100分の1とする臨時的軽減の規定を新設しています。施行期日は平成31年10月1日です。

附則第16条は2段階目の改正となりますが、軽自動車の種別割の税率の特例に関する規定で、第1項で税金が重くなる重課の規定を整備し、第2項と21ページの第3項と第4項で、平成30年度分、平成31年度分と同じように、平成32年度分及び平成33年度分もグリーン化特例により税金が軽くなる軽課の規定を加えております。

22ページに移りまして、中ほど、附則第16条の2も2段階目の改正となります。軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例に関する規定で、第1項で、町長は附則第16条第2項から第4項までのグリーン化特例の軽自動車に該当するかどうかの判断は国土交通大臣の認定等に基づいて行うことを規定し、第2項では、町長は軽自動車税の種別割の額の不足を納期限の後に知った場合で、その原因が国土交通大臣へ認定申請した者が偽りその他不正の手段によるときは、当該申請をした者またはその一般承継人を軽自動車の取得者とみなして、種別割に関する規定を適用することを規定しています。

23ページに移りまして、第3項では、第2項で取得者とみなされた者の納付すべき軽自動車の種別割の額は、不足額と不足額の100分の10の合算額とする規定を加えました。この施行期日は平成31年10月1日です。

24ページからは第3条関係となります。

第24条は、個人の町民税の非課税の範囲に関する規定ですが、子供の貧困に対応するため、第1項第2号に単身児童扶養者を追加しています。施行期日は平成33年1月1日となります。

附則第16条は、軽自動車税のグリーン化特例について3段階目の改正となり、軽自動車税の種別割の税率の特例に関する規定です。

25ページに移りまして、第5項で、平成34年度分及び平成35年度分の税金が軽くなる軽課

の対象は、電気軽自動車及び天然ガス軽自動車に限ることとしています。施行期日は平成33年4月1日です。

附則第16条の2も3段階目の改正となりますが、附則第16条に第5項を加えたことによる規定の整備となります。施行期日は平成33年4月1日となります。

次の26ページからは第4条関係で、平成28年に制定されました横芝光町税条例等の一部を改正する条例の未施行部分の一部改正となります。

26ページを飛ばさせていただき27ページに移りまして、附則第15条の6は、軽自動車税の環境性能割の税率の特例に関する規定ですが、第2項及び下から4行目の28ページに続くアンダーラインの部分は、規定の整備を行うものでございます。

29ページからは第5条関係で、平成30年に制定されました横芝光町税条例等の一部を改正する条例の未施行部分の一部改正となります。

1枚めくっていただき、30ページの下から7行目の第13項から、32ページに続きます第17項までは、法人町民税に係る納税申告書及び添付書類について、地方税、地方税関係手続用電子情報処理組織を使用して行う方法による提出を義務づけられた、資本金1億円を超える内国法人等が、電気通信回線の故障、災害その他の理由により、地方税関係手続用電子情報処理組織を使用しないで納税申告を提出することができること等、所要の措置を講ずる規定を追加しております。

申しわけありませんが、ピンク色の議案つづりに戻っていただきまして、24ページをごらんください。

24ページ上から9行目以降が改正条例の附則となります。附則第1条の施行期日につきましては、ただいまの説明の中で都度申し上げさせていただいたものでございます。

次の25ページの3行目、附則第2条からは経過措置となります。第2条と、次の26ページの第3条、次の27ページの第4条までが住民税に関する経過措置となり、第5条は固定資産税に関する経過措置となり、第6条、第7条、次の28ページの第8条までが軽自動車に関する経過措置となります。

以上、雑駁でございますが、議案第1号の補足説明とさせていただきます。

続きまして、議案第2号の補足説明をさせていただきます。

ピンク色の表紙の議案つづり29ページをごらんください。

本案は、町長から提案理由説明がありましたとおり、政令の一部改正に伴い、条例の一部改正を緊急に行う必要が生じたため、横芝光町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の

制定を専決処分したことから、地方税法の規定により、これを議会に報告し承認を求めるものでございます。

1枚めくっていただき、31ページをごらんください。

31ページは専決処分書でありまして、平成31年3月31日付で専決処分したものであります。

次に、2枚めくっていただき、35ページをお願いいたします。

35ページが改正文となります。改正内容につきましては新旧対照表でご説明いたしますので、黄色の表紙の議案関係資料つづり33ページをごらんください。

初めに、第2条第2項は、国民健康保険税のうち基礎課税額、いわゆる医療給付費分の賦課限度額を改めるもので、現行の58万円から61万円に引き上げることとしております。これは、医療給付費等が増加する一方で、被保険者の所得が伸びない状況において、必要な保険税、保険税収入を保険税率の引き上げにより確保するのではなく、賦課限度額を引き上げることにより、高所得者にはより多くの負担を求めることとなりますが、中間所得者層に配慮した設定として、国が見直しを行ったものでございます。

次に、第21条は国民健康保険税の減額に関する規定で、58万円を61万円に改めるのは、減額後の基礎課税額の賦課限度額を第2条第2項に合わせて引き上げるものでございます。この21条第1号から3号までは、減額対象となる軽減判定所得の基準を定めておりますが、このページの下から3行目の第2号は5割軽減に関する規定となります。現行では、5割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得において、被保険者の数に乗すべき額を27万5,000円としておりますが、これを28万円に引き上げるものです。

次の34ページ中ほどの第3号は2割軽減に関する規定で、現行では、2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得において、被保険者の数に乗すべき額を50万円としておりますが、これを51万円に引き上げるものです。この改正により軽減対象世帯の枠が広がり、課税額は減額となります。

なお、第21条第1号では、7割軽減の基準を規定しておりますが、今回この改正はございません。

次に、附則の説明をさせていただきます。

申しわけありませんが、ピンクの表紙の議案つづりに戻っていただき、35ページをごらんください。中ほどとなります。

附則第1項は施行期日で、この条例は平成31年4月1日から施行するものでございます。

附則第2項は適用区分で、改正後の規定は平成31年度以後の国民健康保険税に適用し、平

成30年度分までは従前の例によるものです。

以上で議案第1号及び議案第2号の補足説明とさせていただきます。慎重審議の上、可決、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

〔税務課長 鈴木正広君降壇〕

○議長（鈴木克征君） 以上で執行部からの提案理由説明を終わります。

◎議案第1号審議（質疑・討論・採決）

○議長（鈴木克征君） これより議案審議を行います。

日程第17、議案第1号 専決処分の承認を求めることについて（横芝光町税条例等の一部を改正する条例の制定）を議題とします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

山崎義貞議員。

○6番（山崎義貞君） それでは、1号議案について質問させていただきます。

議案第1号の説明の中で指定制度の導入ということ、この指定制度なんですが、ふるさと納税のことについてだと思いますが、もう少しわかりやすく説明していただければと思います。

○議長（鈴木克征君） 税務課長。

○税務課長（鈴木正広君） ただいまのご質問です。この指定制度の導入につきましてご説明させていただきます。

ふるさと納税の税制上の措置とは別に、各自治体間の競争が過熱し、また、一部の自治体において、ふるさと納税の趣旨に反するような返礼品が送付されていることから、ふるさと納税の控除対象寄附金となるためには、総務大臣の定める3つの基準に適合した自治体のみを指定するというものです。

3つの基準とは、端的に言いますと、1つ目が寄附金の募集を適正に実施すること、2つ目が、個別の寄附金の受領に伴い、提供する返礼品等の調達に要する費用の額が当該寄附金の100分の30に相当する金額以下であること、3つ目が、提供する返礼品等が当該都道府県または市町村の区域内において生産された物品または提供される役務、その他これらに類するものであることというものです。このようなものを寄附金の対象にするものです。

また、手順につきまして、指定を受けようとする都道府県等は、総務大臣に対し寄附金の募

集の実施に関する事項を記した申請書と、それを証する書類を提出いたします。適合すると認めるときは、その旨を告示するというものです。

また、指定を取り消すときは地方財政審議会の意見を聞くこととしており、指定が取り消され、その取り消しの日から起算して2年を経過しなければ、指定を受けることができないものというような制度でございます。

以上でございます。

○議長（鈴木克征君） 山崎義貞議員。

○6番（山崎義貞君） わかりました。

そこで、前年度の横芝光町の返礼品ですが、これに該当するものはあるのでしょうか。該当といいますと、返礼品を、要するに検討し直さなければならないような返礼品が含まれているのかどうかということですが。

○議長（鈴木克征君） 財政課長。

○財政課長（椎名富士男君） 当町における返礼品につきましては、国の基準を満たしておりますので、違反といいますか、それから外れているものはございません。

以上です。

○6番（山崎義貞君） わかりました。ありがとうございます。

〔「原案賛成」と言う人あり〕

○議長（鈴木克征君） これにて質疑を終結します。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木克征君） ご異議ないものと認め、これより議案第1号について採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（鈴木克征君） 起立全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第2号審議（質疑・討論・採決）

○議長（鈴木克征君） 日程第18、議案第2号 専決処分の承認を求めることについて（横芝光町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定）を議題とします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

山崎義貞議員。

○6番（山崎義貞君） 国民健康保険税の課税限度額の税額の引き上げ、第2条のところなんです。これは58万円から61万に、税額が3万ふえることになりましたが、このところどれくらいの世帯数の人がこれに当てはまるのか。人数も含めてわかればお願いしたいと。

そして、その次の、逆に減額、5割軽減、2割軽減のところになります。27万5,000円から28万円にふえる世帯、人数、それと50万から51万円に引き上がることによってふえる世帯数を教えていただければと思います。

○議長（鈴木克征君） 税務課長。

○税務課長（鈴木正広君） ただいまご質問をいただきました、本改正条例で影響する世帯、それと人数ということのご質問ということでご説明させていただきます。平成31年3月末時点の比較数値となります。

まず、限度額が58万円から61万円になることについては、世帯は52世帯から52世帯、これは変わらずでございます。人数は137人から186人となりまして、49人の増と試算しております。また、5割軽減の判定中、1人当たりの加算額が27万5,000円から28万円となり、この影響する世帯につきましては、556世帯から564世帯で8世帯の増。人数は996人から1,007人となり、11人の増です。また、2割軽減の判定式中、1人当たりの加算額が50万円から51万円となり、影響がある世帯は448世帯から461世帯となり13世帯の増、人数は905人から936人となり31人の増ということで、このような試算をしております。

○議長（鈴木克征君） 山崎義貞議員。

○6番（山崎義貞君） そうしますと、この町がふえる税額のアップですが、どれくらいの税収のアップになるのでしょうか。

○議長（鈴木克征君） 税務課長。

○税務課長（鈴木正広君） こちらも試算させていただいております。

ただいまの限度額が58万円から61万円になるものについては、この税額比較で約135万6,000円の増と試算しております。また、5割軽減の判定中の27万5,000円から28万円への、こちらの影響額につきましては約29万3,000円の減と試算しました。また、2割軽減の判定式中の1人当たりの加算額50万円から51万円となる、この影響ある税額については約28万9,000円の減と試算しておりますので、合計で77万4,000円の増と試算しております。

以上でございます。

○議長（鈴木克征君） 山崎義貞議員。

○6番（山崎義貞君） わかりました。

そうしますと、最高限度額として52世帯で135万円の負担増ということになるということ
は間違いないことだと思いますね。それに引きかえ限度額が引き下がるということで、5割
軽減、2割軽減の世帯がふえる。それによって恩恵が受けられるということもあらわれては
いるということですが、ということで間違いはないですかね。

○議長（鈴木克征君） 税務課長。

○税務課長（鈴木正広君） そのとおりでございます。

〔「原案賛成」と言う人あり〕

○議長（鈴木克征君） これにて質疑を終結します。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これにご
異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木克征君） ご異議ないものと認め、これより議案第2号について採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（鈴木克征君） 起立多数。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第3号審議（質疑・討論・採決）

○議長（鈴木克征君） 日程第19、議案第3号 横芝光町監査委員の選任についてを議題とし
ます。

ここで、地方自治法第117条の規定により、鈴木唯夫議員の退場を求めます。

〔14番議員 鈴木唯夫君退場〕

○議長（鈴木克征君） 本案は人事案件につき、質疑、討論を省略し、直ちに採決したいと思
いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木克征君） ご異議ないものと認め、これより議案第3号について採決します。

本案は原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（鈴木克征君） 起立多数。

よって、本案は原案のとおり同意することに決定しました。

〔14番議員 鈴木唯夫君入場〕

◎委員会の閉会中の継続調査について

○議長（鈴木克征君） 日程第20、委員会の閉会中の継続調査についてを議題とします。

議会運営委員会委員長から、会議規則第74条の規定により、お手元に配付いたしました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出がありました。

委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木克征君） 異議なしと認めます。

よって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

◎閉会の宣告

○議長（鈴木克征君） 以上で、本臨時会に付議された案件の全てを議了しました。

これにて令和元年5月横芝光町議会臨時会を閉会します。

ご苦労さまでした。

（午後 3時20分）

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

横芝光町議会 議長 鈴木 克 征

臨時議長 川 島 勝 美

議 員 小 倉 弘 業

議 員 川 島 勝 美